

第二類の危険物の品名区分

【照会】

法別表第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40未満」である場合は、いずれの品名の危険物と判断するのか。

【回答】

設問の物品については、法別表第2類の項第8号の危険物とする。

(平成2年3月31日 消防危第28号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)